

平成 22 年 3 月 5 日

特定器材マスターの改定について

今般、平成 22 年 4 月材料価格基準改定に伴い、下記のとおり特定器材マスターを改定したのでお知らせします。

記

1 改定の概要

特定器材コードの収載数：938コード

(1) 特定器材コードの新設及び廃止

特定器材コードを別添 1 のとおり新設及び廃止しました。

(2) 特定保険医療材料の経過措置

経過措置対象の特定保険医療材料の材料価格については、別添 2 のとおり経過措置期間に応じた材料価格となっております。

2 マスターファイル仕様の変更

レセプト電算処理システム特定器材マスターファイル仕様について、別添 3 のとおり変更しました。

なお、本日の公表において「項番 33：DPC 適用区分」は予備項目の扱いとし、「0」（未使用を意味する。）を記録します。

おって、「DPC 適用区分」情報については、収載が可能となった時点で公表する予定です。